

## 第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

戦略的創造研究推進事業 平成 27 年度の「CREST」および「さきがけ」の研究提案募集に関して、同事業内の他制度との間で、運営方針に基づき、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本章において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「6.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」(144 ページ~)をご参照ください。

- (1) 「CREST」および「さきがけ」の全ての研究領域の中から、研究提案者として 1 件のみ応募できます。研究提案募集(第 1 期)に応募された方も、研究提案募集(第 2 期)に応募することができますが、採択されるのは 1 領域のみです。第 2 期に応募している方が第 1 期で採択候補となった際は、いずれか一方の応募を選択していただきます。
- (2) 現在、次の立場にある方は、原則として「CREST」もしくは「さきがけ」に応募しないでください(当該研究課題等の研究期間が、平成 27 年度内に終了する場合を除きます)。
  - a. 戦略的創造研究推進事業 ERATO の研究総括
  - b. 戦略的創造研究推進事業 CREST の研究代表者
  - c. 戦略的創造研究推進事業 さきがけの研究者
  - d. 戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発(ALCA)の研究開発代表者
- (3) CREST では、主たる共同研究者や研究参加者としての応募について以下の制限があります。
  - a. 研究提案者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。
  - b. 研究提案者または主たる共同研究者あるいは研究参加者として応募し、かつ、他の研究提案において主たる共同研究者または研究参加者として応募する場合は、両方が今回同時に採択候補となった際は、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。
  - c. 現在、CREST 研究課題の主たる共同研究者または研究参加者の立場にある方が、今回新たに研究提案者または主たる共同研究者あるいは研究参加者として応募し採択候補となった際は、上記 b. と同様の調整を行う場合があります。

## 第 7 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

- (4) さきがけの研究者と CREST 研究課題の主たる共同研究者を同時に実施することはできません(既存課題の研究課題の研究期間が、平成 27 年度内に終了する場合を除きます)。
- a. CREST に応募する際には、現在さきがけの研究者である方を主たる共同研究者とすることはできません(さきがけの研究期間が、平成 27 年度内に終了する場合を除きます)。
  - b. 既存 CREST 研究課題もしくは新たに応募する CREST 研究課題の主たる共同研究者である方が「さきがけ」へ応募することは可能ですが、採択候補となった際には、さきがけへの応募を取下げ、あるいは CREST 研究課題の主たる共同研究者を交替する等の調整を行うことになります(さきがけ研究者が CREST 研究課題に研究参加者として加わることは可能です)。
- (5) 今回の研究提案募集「CREST」もしくは「さきがけ」に研究提案者として応募しており、かつ、先端的低炭素化技術開発(ALCA)に研究開発代表者として応募している場合は、両方が採択候補となった際は調整の上、いずれか 1 件のみを採択します。
- (6) 平成 27 年度の「CREST」もしくは「さきがけ」への応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります(研究期間が、平成 27 年度内に終了する場合を除きます)。調整対象となるのは研究提案者本人に加え、CREST への応募の場合は主たる共同研究者や研究参加者も含まれます。